

令和3年度

主要な施策の成果説明書

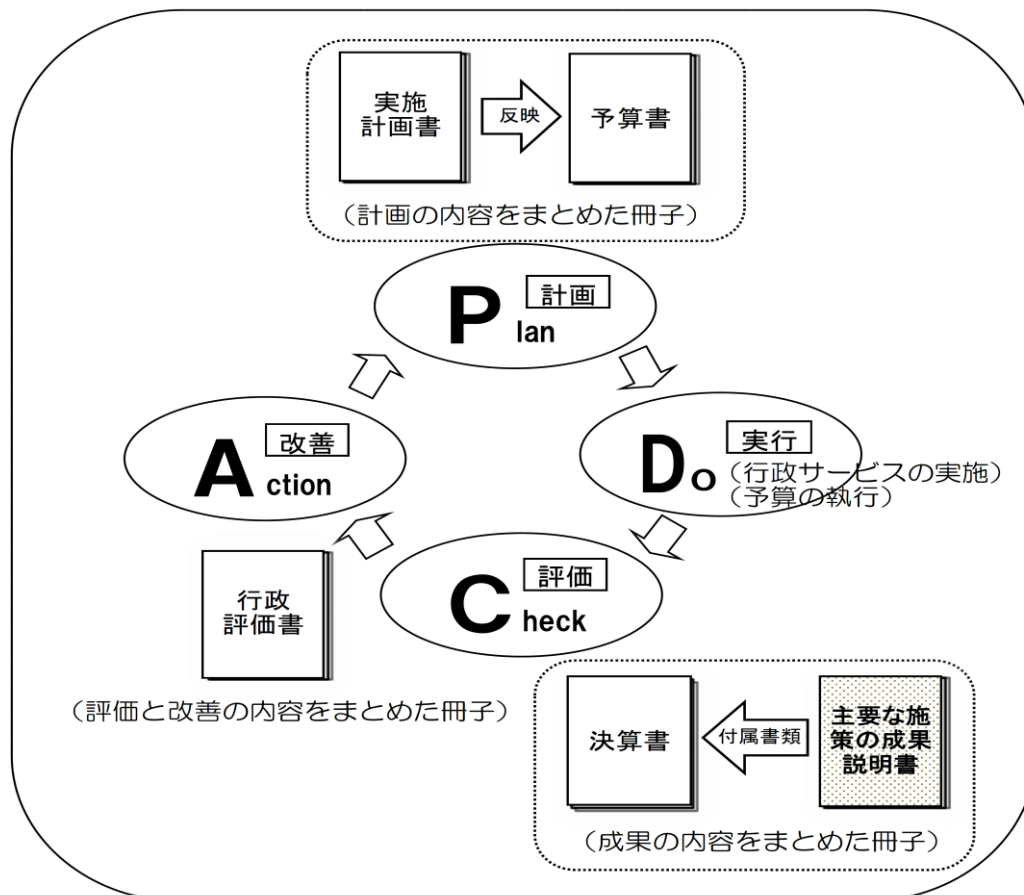
日高市一般会計
日高市後期高齢者医療特別会計
日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計

本書の解説

1 「主要な施策の成果説明書」とは

本書は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、市長が決算を議会の認定に付すに当たり、同条第5項の規定により主要な施策の成果を説明するためのものです。

日高市では、P D C Aサイクルによる行財政運営の改善を進めており、本書の位置付けは、図に示すと次のとおりとなります。



2 構成内容

本書は、会計別に課所ごとの構成としています。また、決算書の款項目ごとにページを分け、事務事業の成果を掲載しています。

なお、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計については、この書とは別に予算執行の実績説明書又は事業報告書を作成することから、掲載していません。

3 特記事項

- 令和3年度と令和4年度で主管する課所が違う事務事業については、令和3年度の課所名を記載し、括弧書きで令和4年度の課所名を記載しています。また、中扉は令和3年度における課所名で統一し、記載しています。
- 当該年度の予算を計上している事務事業について記載しています。特別職人件費、一般職人件費、予備費、予算を計上していない事務事業については掲載していません。
- 前年度からの繰越については、関連する事務事業に含めて掲載しています。
- 執行率欄については、予算現額に対する支出済額の割合を示しています。また、翌年度繰越額がある場合は、予算現額から翌年度繰越額を控除した額に対する支出済額の割合を併記しています。
- 決算書頁欄は、決算書の歳出科目における「目（もく）」が記載されているページを記載しています。なお、予算が未執行の事務事業については、決算書に事務事業名が明記されませんが、予算を計上した目のページを記載しています。
- 事務事業の【成果数値】について、明記が困難な場合等は「－」の表記としています。

目 次

○日高市一般会計		
総合政策部		
・政策秘書課	・	1
・市政情報課	・	11
・財政課	・	19
・管財課	・	27
総務部		
・総務課	・	33
・危機管理課	・	47
・税務課	・	61
・収税課	・	67
市民生活部		
・環境課	・	71
・産業振興課	・	83
・市民課	・	103
福祉子ども部		
・生活福祉課	・	109
・障がい福祉課	・	119
・子育て応援課	・	127
健康推進部		
・長寿いきがい課	・	151
・保険年金課	・	157
・保健相談センター	・	165
都市整備部		
・建設課	・	175
・都市計画課	・	187
・市街地整備課	・	195
教育部		
・教育総務課	・	201
・学校教育課	・	209
・生涯学習課	・	225
その他		
・会計課	・	247
・議会事務局	・	251
・農業委員会事務局	・	257
・選挙管理委員会事務局	・	259
・監査委員事務局	・	263
・固定資産評価審査委員会	・	265
・公平委員会	・	267
○日高市後期高齢者医療特別会計		269
○日高市武蔵高萩駅北土地区画整理事業特別会計		277